

浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、私立保育所等の職員及び児童の処遇改善並びに私立保育所等の環境の整備を図り、もって児童福祉の増進に資するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和52年浜松市規則第19号)及び浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)並びにこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において私立保育所とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第39条第1項に規定する保育所であって、市以外が設置する施設をいう。

2 この要綱において、私立認定こども園とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園であって、市以外が設置する施設をいう。

3 この要綱において私立保育所等とは、前2項に規定する施設並びに法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、市以外が実施する事業をいう。

(補助対象要件)

第3条 市税を完納していること。

(補助金の区分)

第4条 補助金の区分、内容及び額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、助成申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税納付・納入確認同意書(第2号様式)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(第3号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当であると認

めたときは、補助金の交付を決定し、助成決定書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 前条の決定通知を受けた者が、年度途中において、当該交付決定に係る事業内容を変更する必要があるときは、助成変更申請書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

（変更の決定）

第8条 市長は、前条の申請を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、助成決定変更通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第9条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

別表 1

区 分	補助対象	補 助 額
低 年 齡 児 保 育 費	私立保育所及び私立認定 こども園に入所している 1 歳児及び 2 歳児の保育に要 する経費 ただし、各月初日におけ る 3 歳未満児の児童数の合 計が年間 7 2 人未満である 施設を除く	次の算式により算出された額の合計額と 補助対象経費を比較していずれか少ない額 1 歳児 月額 21,000 円×各月の初日において入 所している 1 歳児の児童数 2 歳児 月額 8,000 円×各月の初日において入 所している 2 歳児の児童数
予備保育士 雇 上 費	私立保育所等の職員の労 働条件を緩和するため、定 数を超える保育士を雇用し た場合におけるこれに要す る経費	次の算式により算出された額と補助対象 経費を比較していずれか少ない額 (1 施設最大 2 名分) 171,700 円× 1 6 . 5 箇月 (千円未満切り捨て) ただし、雇用期間が 1 2 箇月に満たない場 合は、上記に (雇用月数 / 1 2 箇月) を乗じ 千円未満切り捨てる
産休等代替 職員雇上費	私立保育所等の施設長が 産休又は病休代替職員を任 用した場合におけるこれに 要する経費	次の算式により算出された額 経費の実支出額と基準額 (産休又は病休代 替職員時間単価 885 円× 1 日における勤務時 間数×勤務日数) とを比較して、いずれか少 ない額

備 考

- 1 定数とは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (平成 2 6 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号) に規定する職員の配置基準並びにその他事業を実施するための職員の配置基準に定められた職員数をいう。
- 2 産休又は病休代替職員時間単価とは、当該補助金に係る補助を受けようとする前年度に、静岡労働局の定める「静岡県最低賃金」の金額とする。
- 3 勤務日数とは、産休又は病休代替職員が当該保育所に実際に勤務した日数とし、有給休暇、それに類する勤務を要しない日は含まないものとする。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

印

助成申請書

次の事業について助成を受けたいので申請します。

記

1 助成を受けようとする事業

私立保育所等入所児童処遇向上費補助事業

2 申請の内容

補助金交付申請額 ¥ 円

* 内訳は別紙のとおり

第2号様式

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または法人名)

_____ 印

(法人の場合は法人代表者印)

_____ 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 : 浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

浜松市私立保育所等入所児童処遇向上費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

所在地
(誓約者) 名 称
代表者氏名

印

第 号

年 月 日

様

浜松市長

助成決定書

年 月 日付けで申請のあった事業については、次のとおり助成します。

記

1 助成する事業

私立保育所等入所児童処遇向上費補助事業

2 助成する金額 ¥ _____ 円

3 助成の条件

- (1) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 印

助成変更申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金の助成決定を受けた私立保育所等入所児童処遇向上費補助事業の計画を次のとおり変更したいので申請します。

記

1 計画変更の理由

2 変更の内容

既助成決定額	¥	円
追加額	¥	円
助成変更申請額	¥	円

第 号

年 月 日

様

浜松市長

助成決定変更通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号に係る私立保育所等入所児童処遇向上費補助事業の助成決定額 ¥ 円を下記のとおり変更決定いたします。

記

¥ _____ 円

助成の条件

- (1) 助成に係る補助金等は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業等の事業運営・経理の状況を調査し、不適当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命じる。
- (5) 補助事業が完了した場合、速やかに別に定める様式により完了報告を市長に提出すること。
- (6) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (7) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助事業完了報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号について私立保育所等入所児童処遇
向上費補助事業が下記のとおり完了したので報告します。

記

- 完了年月日
年 月 日
- 事業の内容・成果
別紙のとおり
- 収支の状況ならびに補助事業により生じる収入金
収支の状況・・・別紙収支決算(見込)書のとおり
補助事業により生じる収入金・・・なし
- 補助金の助成申請書と相違した場合はその理由
- 交付確定を受けたい額
¥ _____ 円
- その他

第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業完了報告書を審査の結果、下記の金額を
年度私立保育所等入所児童処遇向上費補助金として確定します。

記

¥ _____ 円